

委員会提出議案第3号

西脇市議会委員会条例及び西脇市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第109条第6項及び西脇市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

令和3年6月7日

西脇市議会議会運営委員会  
委員長 中川正則

(理由)

会議規則の改正に準じ、委員会条例における会議の記録方式に電磁的記録による方式を加えるとともに、会議規則における欠席事由の整備に伴い、議員報酬等の特例に関する条例における適用関係を明らかにするため。

西脇市議会委員会条例及び西脇市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例

(西脇市議会委員会条例の一部改正)

第1条 西脇市議会委員会条例(平成17年西脇市条例第187号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第30条 (略)</p> <p><u>2 前項の記録は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)によることができる。この場合における同項の署名又は押印については、地方自治法第123条第3項の規定を準用する。</u></p> <p>3 前2項の記録は、議長が保管する。</p>	<p>第30条 (略) (新設)</p> <p>2 前項の記録は、議長が保管する。</p>

(西脇市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部改正)

第2条 西脇市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例(平成22年西脇市条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(適用除外)</p> <p>第5条 次に掲げる事由により議員活動を引き続き長期間休止したときは、第3条及び前条の規定は適用しない。</p> <p>(1) 公務上の災害等</p> <p><u>(2) 出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間における母体の保護</u></p> <p><u>(3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)により就業制限を受けた場合</u></p> <p>(4) その他議長が認める場合</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第5条 次に掲げる事由により議員活動を引き続き長期間休止したときは、第3条及び前条の規定は適用しない。</p> <p>(1) 公務上の災害等 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) その他議長が認める場合</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。